環境SDGs取組企業等支援業務委託 仕様書

- この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・ 企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契 約候補者の企画提案内容に合わせ、修正の上、契約を締結する。

1 委託業務名

環境SDGs取組企業等支援業務

2 委託期間

契約締結の日から令和6年3月18日(月)まで

3 目的

パリ協定やSDGsの採択、ESG投資の拡大で、企業等に環境配慮の取組がより一層 求められている。

企業等の環境分野のSDGs(以下、「環境SDGs」という。)に関する関心を高め、 持続可能な企業経営と環境負荷低減の両立に資する環境SDGsの取組を支援するため、 モデル事例の発信及び業界団体との連携等を行う業務を委託するものである。

【参考:環境SDGs取組企業普及拡大事業の概要】

1 取組宣言の発信・団体連携等による取組促進

(予算額4,896千円うち委託料4,835千円)

(1) 取組宣言の発信等による取組促進

環境分野に係るSDGsに取り組む企業等に、具体的な取組内容を宣言してもらい(以下、「宣言企業」という。)、その宣言内容や取組後の結果報告(以下、「取組報告」という。)を県ホームページ等で発信

取組方法などの相談には電話等で対応、宣言企業のニーズを把握し、県の環境関連事業の情報を提供するなどし、取組を支援

(2) 成功事例の横展開

特徴的かつ多くの企業等に参考となるような宣言企業の取組をフォローアップ し、モデル事例として推奨

事例発表会で当該取組事例を共有し取組を拡大

- (3) 業界団体と連携した取組の浸透 業界団体と連携し、研修会の開催や業界版手引きの作成・活用等
- 2 表彰・展示会出展等支援(予算額 516千円) 優れた企業等の取組を環境大賞で表彰し、受賞者には展示会への出展などを支援

4 委託業務の内容

(1) 宣言企業数増加につながる取組の実施

宣言企業数の増加につながる取組を提案、企画し、実施すること。

(2) モデル事例の発信

環境SDGsに係る企業等の取組を促進するには、モデルとなる取組を行う企業を支援し、多くの企業がそれを参考に取組を進められるよう、成功事例として発信することが必要である。そのため、次のことを行う。

ア モデル事例候補企業への支援

(ア) モデル事例候補企業の選定

表1の対象企業のうちから特徴的かつ多くの企業に参考になるような取組を埼玉 県内で行うと考えられる企業を少なくとも表1右欄の数以上選定し、県と協議の上 、8社程度に絞り込む。絞り込みに当たっては、特定の業種、規模及び地域に偏ら ないよう留意する。なお、特徴的かつ多くの企業に参考となるような取組であるか は表2の視点から判断し、各企業の選定理由を具体的に県に示すこと。

表1 モデル事例候補企業対象とその最低提案数

対象企業	数
令和5年5月31日時点で取組報告を行っている企業等	4社
県が提供する情報又は独自に収集した情報から、特に環境SDGs	4社
に係る先進的な取組を行っている企業等	

表2 特徴的、多くの企業に参考となる取組であるかの判断の視点

	判断する視点
特徴的	新規性、先進的、環境SDGsの取組から商品・サービス化を
	している、他者と連携している、ストーリー性がある等
多くの企業に	業種に限らず可能な取組である、環境SDGsの取組が収益に
参考となる	つながるまでの工夫がある、環境SDGsの社内の意識醸成方
	法に工夫がある等

(イ) モデル事例候補企業の支援

上記で絞り込んだ企業8社程度に訪問及びその他の方法により、特徴的かつ多くの企業に参考になる取組が実施できるよう支援する。各企業の状況に応じ、PR資料の作成支援や県支援策の情報提供、専門相談窓口につなぐなどアドバイス等を行う。また、取組報告を行っていない場合は、令和5年度中に取組報告を提出するよう促すこと。

なお、訪問については1社当たり3回程度とする。

支援内容及び状況については、随時、県に電子データで報告する。

イ 成功事例の横展開

(ア) 事例発表会の開催

上記アで支援したモデル事例候補企業等の取組を共有するため、事例発表会を2回行う。

受託者は事例発表会の企画・運営を主体的に行う。

実施に当たっては次の点に留意する。

- a 参加者各回100名以上の規模で、県と協議の上、効果的と考えられる方法で 実施する。実施方法に応じ県と協議し、会場の確保等を行う。費用は受託者の 負担とする。
- b 日時、内容は、県と協議の上決定する。
- c 以下の内容を盛り込み、効果的な情報発信、情報共有、参加者の交流の機会となるよう、企画し、実施する。なお、金融機関と連携するなど、企業が取組を進める上で生じる経営面での課題に対して、支援できる視点で企画すること。

表3 1回の事例発表会に盛り込む内容とその回数

内容	回数
基調講演	1回
上記アで支援したモデル事例候補企業による事例発表	2社程度
4 (3) で連携を行った3団体に属する企業等又は過去に本	1 社程度
事業で連携を行った8団体に属する企業等による事例発表	

※ 過去に本事業で連携を行った8団体

- 一般社団法人埼玉県トラック協会
- 埼玉県鍍金工業組合
- 一般社団法人埼玉県環境産業振興協会
- 一般社団法人埼玉県環境計量協議会
- 埼玉県一般廃棄物連合会
- ·一般社団法人埼玉県浄化槽協会
- · 一般社団法人埼玉県電業協会
- 一般社団法人埼玉県冷凍空調工業会
- d 基調講演のテーマは、「カーボンニュートラル」、「サーキュラーエコノミー」とし、モデル事例を発表する企業は、各回のテーマとの親和性を考慮した上で決定すること。また、基調講演の内容については、環境SDGsについて理解を深められるようなものであるとともに、企業の取組事例を紹介するなど、企業が参考にしやすい内容とすること。
- e 受託者は参加者の募集を主体的に行う。募集に当たっては広報用のチラシを作成し、費用は受託者の負担とする。募集の方法について県と協議する。なお、 県は、受託者と協議の上、県ホームページでの募集告知等、募集に協力する。
- f 資料、参加者アンケート等の配布物は、県と調整の上、受託者が作成、配布する。なお、資料には、上記ア(イ)で支援した企業の他の参考となるような情

報を盛り込む。

- g 発表会当日の会場設営、受付、進行、アンケートの実施、写真撮影等必要な業務を行う。
- h 発表会終了後1か月以内又は委託期間末日のいずれか早い日までに、実施報告書を電子データで提出する。
- i 実施報告書には、実施概要のほか、アンケート結果、当日の資料、参加者一覧 及び記録写真を添付する。

(イ)情報発信

モデル事例の情報の県への提供等、県が行う情報発信に協力するとともに、事例 の発信のために独自に行うことがあれば提案すること。

(ウ)シーズ集の作成

企業が有する環境に配慮した製品・サービス・施工技術等で、他社がそれを利用 又は連携することで、環境SDGsのゴール達成に向けた取組を進め、新たなビジネス創出にもつながる可能性があるものについてPR資料集(シーズ集)を作成する。実施に当たっては次の点に留意する。

- a 対象企業は、上記アで支援したモデル事例候補企業又は過去のモデル事例企業(令和4年度にシーズ集を作成した企業を除く)の中から5社選定する。
- b 選定した企業を対象に、3回程度の訪問及び取材を行い、資料を作成する。
- c シーズ集は、他者にとってわかりやすい内容、デザイン、レイアウトとし、効果 的に情報発信や活用ができるものとなるよう、企画し、作成する。
- d シーズ集の情報発信に協力すること。

※ 過去のモデル事例企業(令和4年度にシーズ集を作成した企業を除く)

初雁木材有限会社、長沼商事株式会社、株式会社エム・コーポレーション、株式会社ノヴァ、大野建設株式会社、株式会社中央園芸、チョダ株式会社、株式会社大塚紙店、株式会社 OKUTA、株式会社木下製餡、工房一粒株式会社、タイホー株式会社、株式会社デリモ、日農化学工業株式会社、株式会社野上工業、弓削多醤油株式会社、望月印刷株式会社、カネパッケージ株式会社、株式会社ケージーエム、株式会社十万石ふくさや、株式会社長谷川製作所、フジテック株式会社、株式会社モード工芸、株式会社八洲電業社、来ハトメ工業株式会社

(エ) その他

環境SDGsに取り組む企業のマッチングや環境SDGsの取組による販路開拓や雇用機会の創出など企業価値の向上を行うために独自に行うことがあれば提案すること。

(3)業界団体と連携した取組の実施

業界団体の環境SDGsに関する関心を高め、持続可能な企業経営と環境負荷低減の両立に資する取組を提案、企画し、実施する。実施に当たっては次の点に留意す

る。

ア 対象は受託者が業界団体との連携により、宣言企業数の拡大や環境SDGsの取組の浸透を効果的に行うことができる団体(例えば、環境負荷が比較的高いと想定される団体、会員数の多い団体や県内企業数に対し宣言企業数の割合が少ない業種に属する団体等)を3団体提案し、県と協議して決定する。

受託者は業界団体との連携を実施するにあたり、業界団体との具体的な調整を行う。取組の実施に当たり、県は保有する参考情報を受託者に提供する。

- イ 各団体を定期的に訪問し、業界のニーズ等に応じた取組を提案、企画し、実施する。取組の例としては、業界団体の特徴を捉えた環境SDGsの取組項目の例示と環境SDGsの活動によるコスト削減、売上向上、優秀な人材確保といった業界内の実例を記載した手引きを作成する等が考えられる。県は取組の円滑な実施のため、協力する。
- ウ 取組の実施に伴う費用は、受託者の負担とする。なお、取組の実施に伴う打合せや 研修会等の会場は各団体又は県が確保し、その費用は受託者の負担によらない。

(4) その他

ア 県が実施する他の事業との連携

企業のSDGsの取組を促進するため、県が実施する企業へのSDGsの取組の促進を図るための他の事業に関連する情報について、受託者が行う企業訪問の際等の機会に企業等に対し提供する。

また、企業等が上記事業について活用や参加の意向を示した際は、随時県に報告する。

イ 県との連絡調整

受託者は毎月県との連絡調整会議を実施するほか、必要に応じて打合せを行う。

5 留意事項

- (1) 受託者は本業務の履行に当たり、埼玉県と連携を密にしなければならない。
- (2) 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に埼 玉県に対し、再委託先の名称、代表者氏名、その他必要な事項を報告し、埼玉県の承諾を 得た場合はこの限りではない。
- (3) 受託者は、業務を第三者に再委託する場合、当該委託先に対して、本仕様書に定める 受託者の義務と同等の義務を負わせるとともに、埼玉県に対して当該再委託先の全ての 行為及びその結果についての責任を負うものとする。
- (4) 受託者及び本委託業務に関わる者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。本委託業務終了後も同様とする。
- (5) 受託者は、本委託業務を通じて取り扱う個人情報について、個人情報の保護に関する 法律(平成15年法律第57号)に基づき、適正に取り扱うものとする。
- (6) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により埼玉県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (7) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で第三者その他に損害が 生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (8) 受託者は、本業務の実施における危機管理体制(緊急連絡網等)について、本委託業

務開始時に埼玉県に報告する。

- (9) 再生紙(グリーン購入法適合製品であり総合評価値80以上)の印刷用紙の使用に努める等、埼玉県グリーン調達推進方針を踏まえ、業務を実施する。
- (10) 受託者は、本委託業務終了後、引継ぎを適切に行うとともに、埼玉県にデータを提供する。
- (11) 新型コロナウイルス感染症の影響により、本業務の内容の一部が実施できない若しく は縮小せざるを得ない状況になったと県が判断した場合には、その都度、遅滞なく県と 受託者双方協議の上、業務の一部中止等を行い、必要な場合には契約金額の変更を行う。
- (12) 本仕様書に定めるものの他疑義が生じた場合には、その都度、遅滞なく埼玉県と受託者双方が協議して、決定する。

6 委託料の支払い

- (1) 本業務に関する委託料の支払は、検査完了後の精算払いとする。
- (2) 本業務終了後、委託業務の実施により発生した収入がある場合など、返納すべき額があるときは、指定された期日までにその額を埼玉県に返納するものとする。

(参考) 本事業において県が抱えている課題

1 宣言企業数の増加について

宣言企業数の増加にあたっては、制度の周知と制度参画に当たっての魅力の創出が必要 と考えている。

(1) 周知について

制度の周知については、県ホームページ、本事業の事例発表会、部内主催の研修会やセミナー等において行ってきたところであるが、その他、効果の高い周知方法の実践が必要と考えている。

(2) 制度参画にあたっての魅力創出

企業がSDGsの達成に取り組むこと自体が企業経営の持続可能性を高めることにつながるところではあるが、その他、本制度に参画することによる魅力の更なる創出も必要と考えている。

令和4年度からは、魅力創出の一つとして、宣言企業宛てに環境関連の補助金情報やイベント情報等を一早く届けられるようメールマガジンの運用を開始したところである。

本メールマガジンの更なる活用として、各企業が環境SDGsに取り組むにあたって具体的に参考となる取組事例や企業のマッチングなどを促進する情報など、企業のニーズを捉えたより魅力のある情報発信の必要があると考えている。

2 事例発表会における交流について

令和4年度は、事例発表会の会場参加者向けに30分間のポスターセッションを行った。 会場参加者の中には、ポスターセッションに参加せずに帰る方も多く、企業間の交流の 活発化には更なる仕掛けが必要であると考えている。

3 業界団体との連携について

これまで、業界版手引きの作成や団体内でのセミナーを実施してきたところであるが、 団体内での取組の浸透・深化を更に進めるため、内容の拡充や新たな手法の展開が必要と 考えている。